

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期目標 用語解説

### ○新公立病院改革ガイドライン〔前文〕

平成27年3月に、総務省が公立病院を設置運営する地方公共団体に対して示したガイドライン。ガイドラインでは、人口減少や少子高齢化の進展によって、医療需要が大きく変化する中、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療を安定的、継続的に提供していくため、地方公共団体に、「新公立病院改革プラン」の策定を求めた。

本市では、このガイドラインに基づき、平成29年10月に「新北九州市病院事業経営改革プラン」を策定した。

### ○市立病院のあり方検討会議〔前文〕

平成27年3月に総務省が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受け、「新公立病院改革」プランの策定にあたり、本市が設置した外部の有識者で構成する市政運営上の会合。

検討会議は、平成27年度は4回、平成28年度は4回、平成29年度は3回開催。

### ○地方独立行政法人〔前文〕

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定される「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人」をいう。

全国の地方独立行政法人数は、大学75法人、公営企業型55法人、試験研究11法人、社会福祉1法人で、合計142法人。（平成30年4月1日現在）

### ○政策医療〔前文〕

国際感染症、周産期医療、救急医療、小児医療、がんなど国がその医療政策を担うべき医療であると厚生労働省が定めているもの。

本市の市立病院では、感染症病棟（医療センター 平成4年～）、総合周産期母子医療センター（医療センター、平成13年～）、救命救急センター併設（八幡病院 昭和53年～）、小児救急センター併設（八幡病院 平成15年～）、結核病棟（門司病院 平成5年～）を実施している。

## ○地域医療構想〔前文〕

平成27年3月に、厚生労働省が都道府県に対して医療計画の一部として地域医療構想の策定を要請したものであり、病床の機能分化・連携を進めるため、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療等まで、患者の状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築することを目的としたもの。

## ○第2種指定感染症医療機関〔第2-1-(1)〕

都道府県知事が指定し、原則として2次医療圏（一体の区域として、入院医療を提供することが相当である単位）域毎に1箇所設置される。2類感染症（結核、新型インフルエンザ等）の患者の入院治療が可能な病床を有する。

北九州医療圏（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）では、北九州市立医療センターが指定され16床設置している。

## ○周産期母子医療センター〔第2-1-(2)〕

都道府県知事が認可し、周産期（妊娠22週から出生後7日未満までの期間）に係わる高度な医療を対象とした医療施設で、産科と新生児科の両方が組み合わされた施設であり、NICU（新生児集中治療管理室）9床以上、MFICU（母体胎児集中治療室）が6床以上の「総合周産期母子医療センター」と、周産期に係る比較的高度な医療を提供する「地域周産期母子医療センター」がある。

北九州市においては、総合周産期母子医療センターは、「市立医療センター」「産業医科大学病院」が指定を受けている。地域周産期母子医療センターは、「JCHO 九州病院」、「国立病院機構 小倉医療センター」が認定されている。

## ○救命救急センター〔第2-1-(3)〕

厚生労働省が認可し、都道府県が運営、もしくは医療機関の開設者に要請をして設置するものであり、心筋梗塞や脳卒中、頭部損傷等、重篤な患者に対する救急医療を行うことが目的とされている。常時高度な救命医療に対応できる医師や看護師等の医療従事者を確保しておくことや集中治療室（ICU）を整備していることなどが要件とされている。

本市では、「市立八幡病院」と「北九州総合病院」が認可されている。

## ○小児救急センター〔第2-1-(3)〕

都道府県知事が認可し、小児救急患者を受け入れる施設のうち、小児専用のICU（PICU）を6床以上有し、重篤な小児救急患者に対して24時間診療が可能な機能を有するもの。

本市では、「市立八幡病院」が認可されている。

#### ○災害拠点病院〔第2-1-(4)〕

都道府県知事が指定し、地震・津波・台風・等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。

本市では、「市立医療センター」、「市立八幡病院」、「産業医科大学病院」、「JCHO 九州病院」など9病院が指定されている。

#### ○地域がん診療連携拠点病院〔第2-2-(1)〕

厚生労働省が指定し、専門的ながん治療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などを担う病院。

北九州市内においては、「市立医療センター」、「JCHO 九州病院」、「産業医科大学病院」「戸畑共立病院（県指定）」が指定されている。

#### ○チーム医療〔第2-3-(2)〕

医師、看護師、薬剤師、リハビリスタッフ、栄養士など、異なる職種のメディカルスタッフが連携・協働し、それぞれの専門スキルを発揮することで、入院中や外来通院中の患者を共同で治療していく医療体制。

#### ○クリニカルパス〔第2-3-(2)〕

標準的な治療を行うための工程表。入院から退院までの治療内容や投薬のタイミング、検査やその結果の判定基準などを工程表として定める。患者にかかわる医療者全員が同一基準のもとに治療ができるようになる。入院時に患者へ伝えることで、患者自身のスケジュール管理にもつながる。

#### ○地域医療支援病院〔第2-4-(2)〕

紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用等を通じて、地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院について、県知事が承認するもの。

#### ○ガバナンス〔第3-3-(3)〕

経営戦略や経営目標の実現に向けて法人を組織的に統制していくための、迅速な意思決定の仕組みや、それを実現するための組織体制や業務プロセスなど、組織管理運営全般のあり方のことをいう。

#### ○医業収支〔第4-1〕

入院収益、外来収益等の「医業収益」から給与費、材料費及び減価償却費等の「医業費

用」を差し引いたもの。

**○経常収支〔第4－1〕**

医療機関においては、医業収益に医業外収益を加えたものから、医業費用に医業外費用を加えたものを差し引いたもの。

**○地域包括ケアシステム〔第5－3〕**

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく取り組み。